令和元年度 指定障害児通所支援事業者に係る集団指導

次 第

開催日 令和元年12月17日(火) 場 所 旭川市宮前1条3丁目3番7号 旭川市障害者福祉センター おぴった 2階「会議室1」

- 《 受付開始 9:10 》
- 1 開 会 (9:30)
- 2 指定基準の人員配置の考え方について
- 3 指定通所支援等における児童指導員加配加算の考え方について
- 4 その他
 - (1) 実地指導事例
 - (2)情報公表制度について
- 5 質疑応答
- 6 閉 会 (11:45)

【問合せ先】

旭川市福祉保険部

指導監査課(障がい担当)

Tel :0166-26-1111 (内5118, 5129)

E-mail:shido-syougai@city.asahikawa.lg.jp

1 指定基準の人員配置(児童発達支援,放課後等デイサービス)の考え方につい

7

◎ 人員基準

- <児童発達支援センター以外>
- ①児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者(2年以上従事)
- ②機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る)
- ③児童発達支援管理責任者

(注1)サービス提供時間を通じて常に、上記①の合計数について、障害児の数が10人までの場合は 2人以上配置

- (※)利用者がいない日・時間でも、サービス提供時間中は、常に2人以上配置が必要
- (注2)注1のうち1人以上は常勤でなければならない。
- (注3)注1の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- (注4)上記②を配置した場合は、その数を注1の合計数に含めることができる。
- (注5)上記③は1人以上(1人以上は専任かつ常勤)。
- ④管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする(管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務可)。

主として重症心身障害児を通わせる場合

- ①嘱託医
- ②看護職員
- ③児童指導員又は保育士
- ④機能訓練担当職員
- ⑤児童発達支援管理責任者
- (注1)サービス提供時間を通じて常に、上記②、③、④の職員はそれぞれ1人以上配置
- (注2)上記②, ③は利用者がいない日・時間でも, サービス提供時間中は, 常に1人以上配置
- (注3)上記④は機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる。
- ⑥管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする(管理業務に支障がない場合は他の職務と兼務可)。

★従業者の人員配置について(児発) 《例1》

(下記の共通の条件:定員10名,営業日:月~金,

営業時間:9時間(9:00~18:00) サービス提供時間8時間(9:00~17:00) (対象:主に重心以外))

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

(人員配置基準で必要な管理者・児童発達支援管理責任者は、記載を省略しています。)

基準配置(基準を満たしている例)

氏名	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
山田	児童指導員	常勤	1	1	1	1	1	_		40	168
ЩЩ	汽里 拍等貝	専従	8h	8h	8h	8h	8h	1		40	100
坂本	保育士	非常勤	2	2	2		-			9.4	104
	休月上	専従	8h	8h	8h	1	1	1		24	104
菊地	児童指導員	非常勤	1	1	1	2	2	1		1.6	G A
彩地	光里拍导 貝	専従	_	_		8h	8h	-	_	16	64
&A- 1	但去上	非常勤	3	3	3	3	3	_	_	10	40
鈴木	保育士	専従	2h	2h	2h	2h	2h	_	_	10	42

[※]サービス提供時間8時間×開所日数5日=40時間×従業者2人以上=80時間以上確保が必要

基準配置(基準を満たさない例)

氏名	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間	
ПП	児童指導員	常勤	1	1	1	1	1	_	_	40	168	
山田	<u> </u>	専従	8h	8h	8h	8h	8h		_	40	100	
坂本	保育士	非常勤	2	2	2					24	104	
	休月上	専従	8h	8h	8h		1			24	104	
菊地	児童指導員	非常勤				2	2	_		16	64	
利地		専従	_	-		8h	8h	_	_	10	64	

※勤務時間とサービス提供時間をみると基準を満たしているようにみえますが、職員の休憩時間中に少なくともサービス提供時間を通じて2名の配置ができていないため基準を満たしていません。

当該事業所で勤務 すべき時間

常勤:週40時間

シフト区分	実務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
1)	8:00	9:00	18:00	1:00(11:00~12:00)
2	8:00	9:00	18:00	1:00(12:00~13:00)
3	2:00	11:00	13:00	

★従業者の人員配置について(児発) 《例2》

(下記の共通の条件:定員10名,営業日:月~土,

営業時間:9時間(9:00~18:00) サービス提供時間8時間(9:00~17:00) (対象:主に重心以外))

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

(人員配置基準で必要な管理者・児童発達支援管理責任者は、記載を省略しています。)

基準配置(基準を満たしている例)

氏名	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間	
dem	児童指導員	常勤	1	1	1	1	1	_	_	40	168	
山田	<u> </u>	専従	8h	8h	8h	8h	8h	-	_	40	100	
坂本	保育士	常勤	2	2	2	2	l	2		40	168	
以 本	休月上	専従	8h	8h	8h	8h	_	8h	_	40	100	
菊地	児童指導員	非常勤	1	1		1	2	1	l	24	96	
利坦	光里相等 貝	専従	1	1	1	8h	8h	8h		24	90	
鈴木	保育士	非常勤	3	3	3	3	3	3	l	12	50	
亚几个	休月上	専従	2h	2h	2h	2h	2h	2h	_	12	50	

※この場合、週のサービス提供時間が48時間となり常勤者2名だけでは基準を満たすことができない

当該事業所で勤務すべき時間

常勤:週40時間

シフト区分	実務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
1	8:00	9:00	18:00	1:00(11:00~12:00)
2	8:00	9:00	18:00	1:00(12:00~13:00)
3	2:00	11:00	13:00	

★従業者の人員配置について(児発・放デイ) ≪例3≫

(下記の共通の条件:定員10名,営業日:月~金,

児発 営業時間:9時間(9:00~18:00) サービス提供時間8時間(9:00~17:00) 放デイ 営業時間:9時間(9:00~18:00) サービス提供時間8時間(9:00~17:00)

(対象:主に重心以外))

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

(他の人員配置基準で必要な管理者・児童発達支援管理責任者は、記載を省略しています。)

児発の基準配置

氏名	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
山田	児童指導員	常勤	1	1	1	1	1	_	_	40	168
ш	光里拍等貝	専従	8h	8h	8h	8h	8h		_	40	100
坂本	保育士	非常勤	2	2	2	-	-		_	24	104
 从本		専従	8h	8h	8h	_	-		_	24	104
菊地	児童指導員	非常勤	_	_	_	2	2		_	1.6	G A
米 地	光里拍等 貝	専従	_	_	_	8h	8h		_	16	64
£A- 	伊玄士	非常勤	3	3	3	3	3	_	_	10	49
鈴木	保育士	専従	2h	2h	2h	2h	2h	_	_	10	42

放デイの基準配置

氏名	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間	
松田	児童指導員	常勤	1	1	1	1	1	_	_	40	168	
ТД Ш	光里拍等貝	専従	8h	8h	8h	8h	8h		1	40	100	
山本	保育士	非常勤	2	2	2	-	-		1	24	102	
四本		専従	8h	8h	8h	_	_	_	_	24	102	
小林	児童指導員	非常勤	1		1	2	2	-		16	64	
1,44	<u> </u>	専従		-	-	8h	8h			10	04	
山口	保育士	非常勤	3	3	3	3	3	_	_	10	49	
ШН		専従	2h	2h	2h	2h	2h		_	10	42	

サービス提供時間が同一であるため、サービスごとにそれぞれ基準配置の職員が必要です。

当該事業所で勤務 すべき時間 常勤:週40時間

シフ	ト区分	実務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
(1)	8:00	9:00	18:00	1:00(11:00~12:00)
(2	8:00	9:00	18:00	1:00(12:00~13:00)
(3	2:00	11:00	13:00	

★従業者の人員配置について(児発・放デイ) ≪例4≫

(下記の共通の条件:定員10名,営業日:月~金,

営業時間:9時間(9:00~18:00)サービス提供時間:児発(9:00~13:00 4時間,放デイ14:00~17:00 3時間) (対象:主に重心以外))

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

(他の人員配置基準で必要な管理者・児童発達支援管理責任者は、記載を省略しています。)

児発, 放デイの基準配置

氏名	職種	勤務形態	月	火	水	*	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
山田	児童指導員	常勤	1	1	1	1	1		1	40	168
ш	光里拍等貝	専従	8h	8h	8h	8h	8h			40	100
坂本	保育士	非常勤	1	1	1					24	104
		専従	8h	8h	8h					24	104
菊地	児童指導員	非常勤				1	1	_		16	64
利坦	日地 児重指導貝	専従	_	_	_	8h	8h		_	10	04

児発の基準配置

氏名	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間	
山田	児童指導員	常勤	2	2	2	2	2		_	20	84	
111 111	光里相等 貝	専従	4h	4h	4h	4h	4h		_	20	04	
坂本	保育士	非常勤	2	2	2				_	12	52	
 汉本	休月上	専従	4h	4h	4h				_	12	32	
菊地	児童指導員	非常勤		1		2	2		_	8	20	
利坦	近 里 相等貝	専従				4h	4h		_	0	32	

放デイの基準配置

/// I */ Z	A) I VÆTILE											
氏名	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間	
山田	児童指導員	常勤	3	3	3	3	3		1	20	84	
ЩЩ	汽里 拍导貝	専従	4h	4h	4h	4h	4h	1		20	04	
坂本	保育士	非常勤	3	3	3	-		1		12	52	
		専従	4h	4h	4h	_	_	-	_	12	94	
菊地	児童指導員 児童指導員	非常勤	_	_	_	3	3		_	8	20	
777 715	料地 児里指導貝 		_	_	_	4h	4h		_	O	32	

児発と放デイのサービス提供時間に重複する時間がないため,同一職員で基準配置とすることができる。

当該事業所で勤務	シフト区分	実務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
すべき時間	1	8:00	9:00	18:00	1:00(13:00~14:00)
常勤:週40時間	2	4:00	9:00	13:00	
	3	4:00	14:00	18:00	

※②児発のみ ③は放デイのみの勤務時間を記載とする

2 指定通所支援等における児童指導員等加配加算の考え方について

主な加算の要件は、サービス提供時間を通じて基準人員数(定員 10 名の場合、基準人員数は 2) に加え、常勤換算で1名以上配置をしていること

【児童指導員等加配加算の考え方の具体例】

例1:児童発達支援(利用人数10人,同一日に単位は一つ)

ケース①		T 18-2	1 旦 甘 潍		配置	人数		₩±1	
	支援の種類	サービス 提供時間	人員基準 (指定)	常勤		非常勤		常勤 換算	判定
				専従	兼務	専従	兼務	揆 异	
児童指導員									
又は	児童発達支援	9 時~15 時	2	3	0	0	0	3.0	0
保育士の数									

ケース②		11 12 -			配置	人数		<u> 건축</u> #1.	
	支援の種類	サービス 提供時間	人員基準 (指定)	常勤		非常勤		常勤・換算・	判定
				専従	兼務	専従	兼務	1央弁	
児童指導員									
又は	児童発達支援	9 時~15 時	2	2	1	1	0	2.5	×
保育士の数									

○ ケース②は、常勤換算で「人員基準+1名以上」を満たさないため、対象とならない。 例2:児童発達支援、放課後等デイサービス(いずれも利用人数10人、同一日に単位は一つ)

ケース③	支援の種類	11. 189		配置人数				<u> ۲۰</u> ۲۰	
		サービス 提供時間	人員基準 (指定)	常勤		非常勤		常勤 換算	判定
				専従	兼務	専従	兼務	1央升	
児童指導員	児童発達支援	9 時~14 時	9	1	1	1	1	9 1	0
又は	放課後等デイサービス	15 時~18 時		1	1	1	1	3. 1	0
保育士の数	合 計	_	2	1	1	1	1	3. 1	_

ケース④		11 18-			配置	人数		실수 #14	
	支援の種類	サービス提供時間	人員基準 (指定)	常勤		非常勤		常勤 換算	判定
				専従	兼務	専従	兼務	次异	
児童指導員	児童発達支援	9 時~17 時	2	1	0	1	1	2.0	×
又は	放課後等デイサービス	15 時~18 時	2	1	0	2	0	2.0	×
保育士の数	合 計	_	4	2	0	3	0	4.0	_

ケース⑤	支援の種類	11. 139	人員基準 (指定)	配置人数				산수 #11.	
		サービス 提供時間		常勤		非常勤		常勤 換算	判定
				専従	兼務	専従	兼務	1央弁	
児童指導員	児童発達支援	9 時~17 時	2	2	0	2	0	3.0	0
又は	放課後等デイサービス	9 時~17 時	2	1	0	2	0	2.0	×
保育士の数	合 計	_	4	3	0	4	0	5. 0	_

※土日等,学校休業日を想定

- ケース③は、サービス提供時間が重複しないため、常勤換算による人員が3人以上であれば対象となる。
- \bigcirc ケース④及び⑤は、サービス提供時間が重複するため、支援ごとに「人員基準+1名以上」を満たす必要がある。
- 児童発達支援(放課後等デイサービス)が同一日に複数単位ある場合は、例2と同様の考え方となる。

3 その他

(1) 本年度実地指導で指摘が多かった事案等についてお知らせします。

実地指導の有無にかかわらず、今後の事業所運営において留意願います。

<定員遵守について>

指定基準条例の定員遵守規定は、原則として、事業所が運営規程において定める利用定員を超えた利用者の受入を禁止しているものです。定員超過利用については、定員超過利用減算にならない範囲の定員超過利用について、適正なサービスの提供が確保されていることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能としているところですので、利用者の受入に当たっては定員を遵守した上で十分留意してください。

今年度の実地指導においては、複数の事業所で定員超過となっている日がある事案を確認しました。 定員人数によって基準配置職員数が決まります。やむを得ない事情に該当しないにもかかわらず、利 用定員を超えて受け入れている場合は、基準違反となりますので、恒常的に定員超過している場合は、 利用定員を遵守した受入とするか、利用定員の増(定員増に対応した設備や人員、サービス内容が確 保されている場合に限る。)を行うなど、その解消を図っていただく必要があります。

<日常生活に要する費用について>

利用者からおやつ代や教材費などを徴収する場合は、実費相当額の徴収しか認められていませんが、 その精算行為が行われていない事例が多く見受けられました。徴収額が実費相当額になっているか確 認するためにも、必ず精算行為をしてください。

なお、精算したうえで余剰金が発生した場合は利用者へ返金してください。

※「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号)参照のこと。